

## いじめ防止のための取り組み

### 未然防止及び早期発見のための取り組み

- ア 日常の生徒観察
- イ 面談、カウンセリングの実施  
(キャンパスカウンセラー等も含む)
- ウ いじめアンケートの実施
- エ 生徒、保護者、地域住民等との連携
- オ いじめ問題対応委員会の運営
- カ 生徒たちによる主体的ないじめ防止活動の推進
- キ 人権教育・道徳教育・特別活動を通じた規範意識、  
集団のあり方についての指導
- ク 教職員研修の充実
- ケ いじめ相談体制の確認、相談窓口の確認
- コ 行政等の関係機関の専門家との連携
- サ 年間の指導計画の作成
- シ 情報モラル教育の推進

### 早期対応のための指導体制

- ア 被害者生徒・保護者の立場で、詳細な事実確認をする
- イ 学校全体で組織的に対応する
- ウ 被害者生徒の相談相手などの要望を聞く
- エ 必要とあらば、行政等の関係機関の専門家と相談して  
協力を求める
- オ 被害者生徒・保護者に説明責任をはたす
- カ 加害者生徒に、事実確認をしたうえ、反省をうながす
- キ 加害者生徒に、事の善悪を理解させたうえ、  
被害者生徒への謝罪をうながす
- ク いじめが解消した後も、被害者・加害者生徒を  
継続的に観察する
- ケ いじめが解消した後も、被害者・被害者生徒の  
保護者と連絡をとる
- コ 傍観者や当該クラス、当該生徒に対し、適切に対応する